

幼稚園等 I C T 化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育D Xの推進等を踏まえ、幼稚園等における教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境の整備を支援し、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園における幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する市町村、学校法人及び社会福祉法人（以下「設置者」という。）が行うシステムの導入等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする施設は、設置者が神奈川県内に設置する幼稚園等とする。

2 補助の対象とする事業は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱（平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定。）に基づき行う別表に定める事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から、寄付金その他の収入の額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に対して交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、前条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、幼稚園等 I C T 化支援費補助金交付申請書（第1－1号及び第1－2号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、申請者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の遂行)

第6条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得よう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、一個又は一組の取得価格が50万以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (11) 補助事業者が（1）から（10）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更の承認）

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、幼稚園等 I C T 化支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2－1号及び第2－2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、幼稚園等 I C T 化支援補助金変更交付申請書（第3－1号及び第3－2号様式）により、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 規則第10条の規定による状況報告を知事が求めた場合は、幼稚園等 I C T 化支援補助金実施状況報告書（第4－1号及び第4－2号様式）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、幼稚園等 I C T 化支援補助金実績報告書（第5－1号及び第5－2号様式）に関係書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日、又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 6－1 号及び第 6－2 号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施細目）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

（届出事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

- （1）住所又は氏名を変更したとき。
- （2）その他知事が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 14 日から施行し、令和 6 年 12 月 18 日から適用する。
適用の日の前日までに申請のあつた事業は、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業	補助基準額	補助率	補助対象経費
幼児教育の 質の向上の ためのICT化 支援	1施設あたり 1,000千円（6学級 以下） 1,500千円（7学 級以上）	1/2	交付年度における以下の経費 ①教員等の業務負担軽減に必要な情 報システムの導入経費、改修費、リ ース料、保守費。 ②教員等の業務負担軽減に必要な情 報システムで利用する端末や備品等 の購入費、端末設置や通信環境整備 にかかる工事費、通信費等。 ③教員等の業務負担軽減に必要とな るパソコン・タブレット等の備品の 購入費やリース料、当該備品の動作 に必要な付属品や消耗品のい購入費 も対象とする。 ただし、②及び③については、具 体的な使用目的を定めた上で申請す ること。